

# 貯水槽水道設置者へのご案内

これでわかる! 知りたかった 貯水槽の管理方法!!



## 貯水槽水道とは

水道事業又は簡易水道事業から供給される水を受水槽に貯めて建物に供給する設備であって、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものを『簡易専用水道』、受水槽の有効容量が10立方メートル以下のものを『小規模貯水槽水道』といい、これらを合わせて『貯水槽水道』と称します。

### (注意)

飲用に使用しない水や、工業用水、消防用水等を含みません。  
井戸水等の自己水源は、別の規制を受ける場合があります。  
【保健所もしくは各市町(衛生部局)に確認してください。】

※有効容量: 受水槽の有効に使用できる部分の容量をいい、高置水槽の容量は含みません。

赤枠内が  
給水施設です



受水槽

有効容量 ※

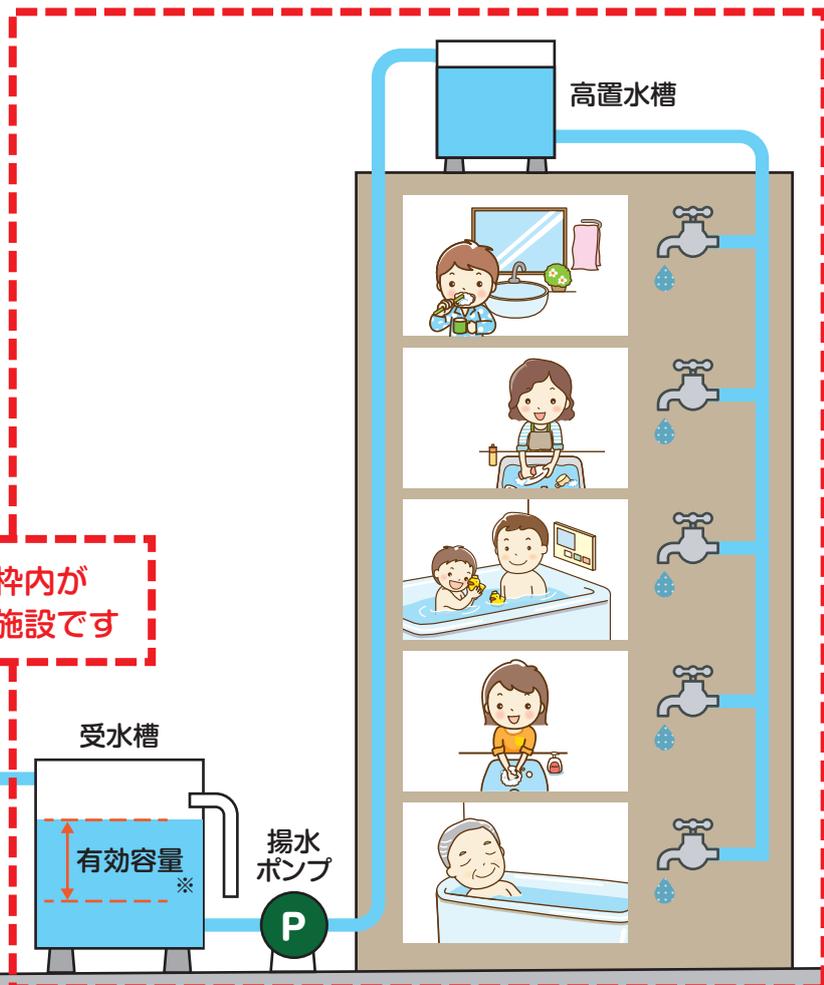
揚水  
ポンプ  
P

高置水槽

M 水道メーター

水道事業者から供給

水道配水管





## 貯水槽水道設置者の皆様へ

簡易専用水道の設置者は、常に安全で衛生的な飲み水を確保するため、給水施設の**管理**を行い、定期的に**検査**を受けなければなりません。

小規模貯水槽水道についても、簡易専用水道に準じた管理を行うように努めてください。(各市町の水道事業給水条例等により管理と検査が定められています。)



## 管理(水道法施行規則第55条)

### 1. 水槽の清掃

水槽の掃除を毎年1回以上定期に行ってください。

### 2. 水槽の定期点検

有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、施設の点検を行ってください。異常事態(地震・大雨等)があった場合は、速やかに点検を行ってください。

### 3. 給水栓における水質検査

末端の給水栓(蛇口)で水の色・濁り・臭い・味に異常がないかを定期的に確認してください。水質に異常があった場合は、水質検査の専門機関に依頼して、必要な項目の検査を実施してください。(水質検査に関するお問い合わせは当センター水質検査課【054-621-5003】までご相談ください。)

### 4. 給水停止及び利用者への通知

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用しないように利用者に周知し、また、当該簡易専用水道の所在地を管轄する保健所もしくは各市町(衛生部局)に報告してください。



## 検査(水道法第34条の2第2項)

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上定期に「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関」の検査を受けることが義務付けられています。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という)の適用がある簡易専用水道については「提出書類による検査」を選択できます

検査方法は、「厚生労働省告示第262号」に基づき検査を行います。

検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があると認められた場合には、検査者から助言を受け、設置者自ら保健所もしくは各市町(衛生部局)にその旨を報告してください。



# 参考 関係法令抜粋



## 簡易専用水道関係

### 水道法

(用語の定義)

第3条 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

(簡易専用水道)

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従ひ、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について国土交通省令(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令)の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(罰則)

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

8 第34条の2第2項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

3 第39条第1項、第2項、第3項又は第40条第8項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【注】このほか

(改善の指示等) 第36条 3

(給水停止命令) 第37条

(報告の徴収及び立入検査) 第39条 3などがある。

### 水道法施行令

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

### 水道法施行規則

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、**毎年1回以上定期に行うものとする。**

2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通省令(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令)が定めるところによるものとする。

## 小規模貯水槽水道関係

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

5 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

第12条の5

2 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

- イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
- ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

## 建築物衛生法(特定建築物)の適用される施設

特定建築物とは・・・興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館などの特定の用途に用いられる建築物のうち、延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以上(学校の場合は8,000m<sup>2</sup>以上)の建築物です。

当該簡易専用水道の所在地を管轄する保健所もしくは市町(衛生部局)に建築物衛生法(特定建築物)適用の届出をしている施設が該当します。

# 🌧️ 水槽の主な点検箇所 🌧️

## 外部からの汚水等に汚染されていないか

水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこり・鳥の糞等が堆積していないこと

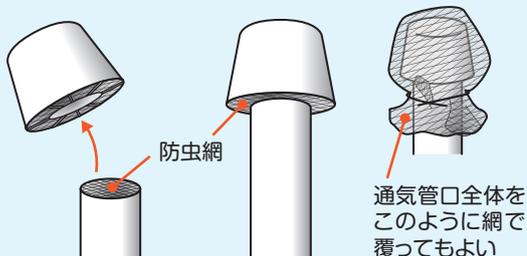
## 有害物等の混入はないか

水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと



## 通気管末に防虫網はついているか

防虫網が確認でき、正常であること  
(網目は虫等の侵入を防ぐのに十分なもの)

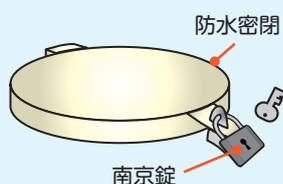


## マンホールは施錠されているか

ふたが施錠されていること

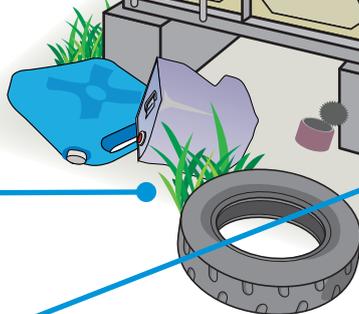
## マンホールは防水密閉になっているか

ふたが防水密閉していること



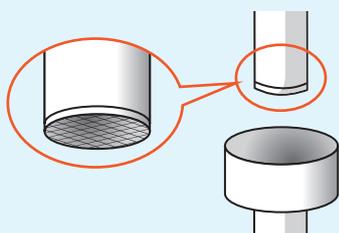
## 周辺の整理、整頓はできているか

清潔であり、ごみ、雑草、油缶  
その他不要な物が周辺に置かれていないこと



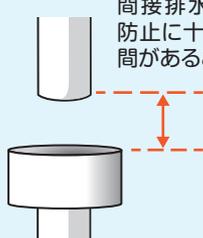
## オーバーフロー管末に防虫網はついているか

防虫網が確認でき正常であること  
(網目は虫等の侵入を防ぐのに十分なもの)



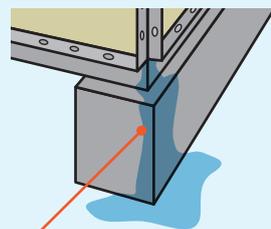
## オーバーフロー管及び水抜き管の状態

管端部が排水管に直接  
連結していないこと  
間接排水とし、逆流の  
防止に十分な排水口空  
間があること



## 亀裂はないか

亀裂し、又は漏水箇所がない  
こと。雨水等が入り込む開口  
部や接合部の隙間がないこと



このように架台が絶えず濡れている状態は漏水の疑いあり



# 簡易専用水道検査の流れ

建築物衛生法(特定建築物)に該当する施設ですか?

該当しない

該当する

一般の施設

建築物衛生法(特定建築物)の適用を受けている施設の場合、書類検査を選択することが可能です。

現場検査を選択

書類検査を選択

現場検査

書類検査

## 検査の依頼

検査の依頼は、「簡易専用水道検査依頼書」に必要事項を記入し、お送りください。検査依頼はFAXやホームページ、郵送により申し込みができます。検査を希望する月があるときは、その2ヶ月前に依頼してください。

**建築物衛生法(特定建築物)の適用がある施設**については、管理状況を示す書類を提出することにより、現場検査を書類提出による検査に代えることができます。

簡易専用水道「提出書類検査」申込用紙と「簡易専用水道の管理状況」(当センターのホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入、捺印のうえ、以下の「建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類」(コピー)を同封し、お送りください。

## 検査の内容

- 施設及びその管理の状態に関する検査  
受水槽、高置水槽の外観及び水槽内の状態等について検査します。
- 給水栓における水質検査  
末端の給水栓における水質について、臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査をします。
- 書類の整理等に関する検査
  - 給水設備の配置及び系統図、受水槽の周囲の構造物の配置平面図
  - 水槽の清掃の記録  
→ 清掃年月日・清掃業者名及び定期に行っているかを確認します。
  - その他の管理についての記録  
→ 日頃の水槽の点検記録、水質検査等について確認します。

- 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図  
上記1および2につきましては、建築物竣工図等の衛生設備図に記載されております。  
配管系統図及び受水槽の位置が確認できる平面図のことです。  
なお、一度提出されました図面は当センターで保管させていただきます。従いまして、設備に変更が生じない限り、次回から図面の添付は不要です。
- 直近の貯水槽の清掃記録  
清掃実施日及び設備に関する特記事項の記載のあるページを添付してください。(写真のページは添付不要です。)
- 6ヶ月以内ごとに行う水質検査記録  
直近の2回分の検査記録。1回目の16項目の水質検査が適合の場合、2回目は11項目に省略できます。
- 1年に1回行う消毒副生成物の水質検査記録  
6月1日から9月30日までに実施するトリハロメタン等12項目の検査記録。
- 7日以内ごとに行う残留塩素測定記録(最新のもの)
- 水槽の点検記録(水槽の外観、ポンプの点検等)(最新のもの)
- 給水栓における外観検査(色、濁り、臭い、味等)の記録(最新1ヶ月分)  
※帳簿書類の提出がない場合は、不適合の判定となり、指摘内容のコメントを記すこととなります。  
ご提出いただきました帳簿書類につきましては、当センターで保管させていただきます。

検査終了後

簡易専用水道検査結果書を発行し、指定された宛先に送付します。

コピーしてお使いください

## 簡易専用水道検査依頼書

年 月 日

年度 簡易専用水道（水道法第34条の2）の検査を依頼します。

**宛先 一般財団法人 静岡県生活科学検査センター**

施設住所	〒	
施設名		
依頼者連絡先	住所	〒
	氏名	所属
		担当者
	TEL	
検査希望月		

この依頼書をFAX又は郵便でご返送願います。

あなたの情報は細心の注意を払い、責任を持って取り扱います。

他の目的に転用することは一切ございません。

〈検査に際してのお知らせ〉

検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があると認められた場合には、施設の設置者が管轄行政機関へ報告することになっております。検査終了後、管轄行政機関への報告が必要な状況があり、依頼者のご要望があった場合には、報告の代行を承りますので、その際はお申し付け下さい。

簡易専用水道検査依頼書及び管理点検記録表は、ホームページからダウンロードいただけます。

**お問い合わせ・送り先**

**一般財団法人静岡県生活科学検査センター**

〒425-0085 静岡県焼津市塩津1番地の1

TEL 054-621-5862 FAX 054-621-5450

<https://www.shizuokaseikaken.or.jp>

コピーしてお使いください

## 小規模貯水槽水道検査依頼書

年 月 日

年度 小規模貯水槽水道検査を依頼します。

宛先 一般財団法人 静岡県生活科学検査センター

施設住所	〒	
施設名		
依頼者連絡先	住所	〒
	氏名	所属
		担当者
	TEL	
検査希望月		

この依頼書をFAX又は郵便でご返送願います。

あなたの情報は細心の注意を払い、責任を持って取り扱います。

他の目的に転用することは一切ございません。

受水槽の有効容量が10立方メートル以下の小規模貯水槽水道については、こちらの依頼書をご使用ください。  
小規模貯水槽水道検査依頼書及び管理点検記録表は、ホームページからダウンロードいただけます。

お問い合わせ・送り先

一般財団法人静岡県生活科学検査センター

〒425-0085 静岡県焼津市塩津1番地の1

TEL 054-621-5862 FAX 054-621-5450

<https://www.shizuokaseikaken.or.jp>